

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	
※ 山村振興法の一部を改正する法律案及び半島振興法の一部を改正する法律案による改正後	2
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）	4
○ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）（抄）	
※ 山村振興法の一部を改正する法律案による改正後	6
○ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）（抄）	
※ 半島振興法の一部を改正する法律案による改正後	7

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5
8 （略）

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄） ※ 山村振興法の一部を改正する法律案及び半島振興法の一部を改正する法律案による改正後

（任務）

第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。

2・3 （略）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九十六 （略）

2 （略）

附 則

（所掌事務の特例）

第二条 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九十六 （略）

2 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和二年三月三十一日	子ども・子育て支援臨時交付金に関すること。
令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に

	関すること。
令和十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
令和十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に關する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
令和十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。 同法に規定する事務を行うこと。

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（自治行政局の所掌事務）

第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（三十四）（略）

二・三（略）

附 則

（自治行政局の所掌事務の特例）

第三条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

2 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
令和十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。

令和十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

○ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）（抄） ※ 山村振興法の一部を改正する法律案による改正後

（振興山村の指定）

第七条 主務大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の意見を聴いて、山村振興に関する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当である山村を振興山村として指定することができる。

2 4 （略）

附 則

1 （略）

2 この法律は、令和十七年三月三十一日限りその効力を失う。

○ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）（抄） ※ 半島振興法の一部を改正する法律案による改正後

（指定）

第二条 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の議を経て、半島地域のうち、次の各号に掲げる要件に該当し、一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域を半島振興対策実施地域として指定する。

- 一 二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域であること。
 - 二 高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設その他の公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域であること。
 - 三 産業の開発の程度が低く、雇用の増大を図るため企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域であること。
- 2（略）

附 則

1（略）

（この法律の失効）

- 2 この法律は、令和十七年三月三十一日限り、その効力を失う。